

GO-ENプロジェクトイベント等運営業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、GO-ENプロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）がGO-ENプロジェクトイベント等運営業務を委託するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

GO-ENプロジェクトイベント等運営業務

(2) 業務内容

別紙1「GO-ENプロジェクトイベント等運営業務委託 公募仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

(4) 委託金額の上限

3,323,200円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 支払い

原則、業務終了後の精算払いとする。ただし、実行委員会が必要と認める場合は、その全部又は一部を概算払いすることができる。

3 提案書の提出者の資格

次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生の手続きの申し立てがされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (4) 参加意向申出書の提出の日から契約締結の日までの間において、萩市、長門市及び美祢市の業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び県工事等において指名停止がある場合も提案資格がないものとする。
- (5) 書類提出時において、国税及び地方税について滞納がないこと。（特別な理由により延納、徴収猶予を承認されている場合を除く。）

4 担当事務局

GO-ENプロジェクト実行委員会事務局

長門市市民生活部市民活動推進課

〒759-4101 山口県長門市東深川1326番地6

電話：0837-23-1172 ファックス：0837-22-9077

E-mail：shiminshien@city.nagato.lg.jp

5 参加意向申出に関する書類の提出

参加意向申出に関する書類は、次のとおりとする。

(1) 参加意向申出に関する書類

- ア 参加意向申出書（様式第1号）
- イ 会社概要説明書（様式第2号）
- ウ 履行実績確認書（様式第3号）
- エ 各種納税証明書

- ・国税・・・納税証明書その3の3（法人税・消費税及び地方消費税）（写し可）
- ・都道府県民税・・・納税証明書（法人都道府県民税、法人事業税）（写し可）
- ・市町村民税（本店所在地）・・・納税証明書（法人市民税、固定資産税（償却資産を含む））（写し可）
なお、萩市・長門市・美祢市に支店等がある場合、該当市における納税証明書も提出が必要です。

(2) 提出期限

令和7年4月24日（木）17時00分 必着

(3) 提出先

上記「4 担当事務局」のとおり

(4) 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）、宅急便（手渡ししたことが証明されたものに限る。）又は持参（土曜日、日曜日、祝日及び時間外は受付けない。）すること。

(5) 提出部数

1部

(6) 提案資格の確認及び確認結果の通知

参加意向申出者の提案資格の確認等を行い、確認結果を書面により通知する。

(7) その他

- ア 受付期間内に参加意向申出書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できないこととする。
- イ 提出された参加意向申出書類等は返却しないこととする。
- ウ 参加意向申出書類等の記載事項に変更が生じた場合は直ちにその旨を書面で連絡すること。
- エ 参加表明後に辞退する場合は、令和7年5月14日（水）17時00分までに書面による辞退届（任意様式）を提出すること。

6 提案資格の取り消し

参加意向申出書類等の提出後から受託候補者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、提案資格を取り消すこととする。

- (1) 参加意向申出書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 萩市、長門市及び美祢市の業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受ける等、社会的な不祥事にに関わり、公共事業の受託者として相応しくないと認められる場合。
- (3) 参加者が提案資格要件を満たさなくなった場合。
- (4) その他、本要領に違反すると認められる場合。

7 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第4号）

(2) 提出期間

令和7年4月17日（木）17時00分

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(4) 提出先

上記「4 担当事務局」のとおり

(5) 回答方法

電子メールにより令和7年4月18日（金）までに回答を行う。

なお、質問書に対する回答については、入札参加予定業者全員に対して行うものとする。

8 提案書等の提出

「公募仕様書」に基づき、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

原則、日本産業規格A列4番により提出すること。また、本プロポーザルについて、1事業者が提案することができる件数は、1案とする。

ア 提案書（様式第5号）

イ 実施事業計画書（任意様式）

ウ 実施スケジュール（任意様式）

エ 実施体制調書（様式第6号）

オ 見積書（任意様式）

カ 実施者名簿

(2) 提出期限

令和7年5月15日（木）17時00分 必着

(3) 提出先

上記「4 担当事務局」のとおり

(4) 提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）、宅急便（手渡ししたことが証明されたものに限る。）又は持参（土曜日、日曜日、祝日及び時間外は受け付けない。）すること。

(5) 提出部数

3部とする。ただし、「カ 実施者名簿」は1部とする。

(6) 提案書等作成上の留意点

ア 実施事業計画書

（ア）A4版、横書き、25ページ以内で作成することとし、会社名は入れない。

（イ）表紙を付け「GO-ENプロジェクトイベント等運営業務」と記載すること。

（ウ）実行委員会から補正等を求める場合を除き、提出期限後の提案書等書類の差替えは認めない。

(エ) 作成にあたっては、各々のセミナー及びイベントの判別ができるように、「公募仕様書」の「別記」中の「実施区分1」（以下「実施区分1」という。）に掲げる通し番号を用いること。

イ 見積書

(ア) 見積書記載金額については、業務全体の本体価格（税抜き）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。

(イ) 見積書の記載については、各々のセミナー及びイベントに要する諸経費等の積算の内訳が判別できるように、実施区分1に記載する通し番号を見積書の摘要欄等に記載するものとし、できるだけ詳細に記載すること。また、1人当たりのコスト算定を記載すること。

(ウ) 見積書の提案上限額は、3,323,200円（消費税及び地方消費税を含む）とし、提案上限額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

(エ) 宛先を「GO-ENプロジェクト実行委員会会長」、業務名を「GO-ENプロジェクトイベント等運營業務」とし、事業者の所在地、商号又は名称、及び代表者職氏名を記載すること。

9 受託者選定

(1) 選定方法

受託候補者の選定については、GO-ENプロジェクトイベント等運營業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会で書類審査により提案書等書類の内容を「(2) 評価基準」に基づき評価し、受託候補者を選定する。

(2) 評価基準

審査における評価項目は、別紙2のとおりとする。

(3) 受託者特定の結果通知

審査結果により受託者として特定した、又は、特定しなかった旨を、提案者に書面により通知する。

10 書類の押印

契約書を除き、提案者が作成する書類に関し、押印は任意で省略できるものとする。

なお、押印を省略された書類を実行委員会が持参以外の方法で受領したときは、実行委員会は、その事業者の代表者又は担当者等に提出の事実確認のための連絡をするものとする。

11 契約の締結

審査委員会の審査結果に基づき随意契約の方法により契約を締結する。

12 選定スケジュール（予定）

令和7年

4月11日（金）	募集開始
4月17日（木）	質問提出期限
4月18日（金）	質問回答
4月24日（木）	参加意向届出書等提出期限

4月28日(月)	参加資格確認通知
5月15日(木)	提案書提出期限
5月下旬	書類審査(詳細は別途通知)
6月上旬	受託者決定・契約締結